

第 17 号議案

神戸市道路公社が六甲有料道路事業，六甲北有料道路事業及び六甲北有料道路 2 期事業の変更等許可申請をすることに同意する件

神戸市道路公社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項及び同法第11条第4項の規定により六甲有料道路事業，六甲北有料道路事業及び六甲北有料道路 2 期事業の一部変更並びに六甲有料道路，六甲北有料道路及び六甲北有料道路 2 期を一の道路として徴収している料金の徴収に係る一部変更について国土交通大臣の許可を受けるに当たり，同法第16条第1項の規定により同公社から次のとおり同意を求められたので，これに同意する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

令和2年12月9日

道路管理者 神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造様

神戸市道路公社

理事長 名倉重晴 ㊟

六甲有料道路事業等の変更許可申請の同意について

六甲有料道路事業，六甲北有料道路事業及び六甲北有料道路2期事業の一部を下記のとおり変更することについて，道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項及び同法第11条第4項の規定により国土交通大臣の許可を受けたいので，同法第16条第1項の規定により，あらかじめ，同意を求めます。

記

1 工事予算

イ 六甲有料道路

「145億7,400万円」を「167億7,000万円（うち今回施工分21億9,600万円）」に改める。

ロ 六甲北有料道路

「184億4,000万円」を「191億7,900万円（うち今回施工分7億3,900万円）」に改める。

ハ 六甲北有料道路2期

「156億2,400万円」を「159億8,900万円（うち今回施工分3億6,500万円）」に改める。

2 一の道路として料金を徴収する期間

「平成14年6月1日から令和13年7月2日までとする。（換算起算日から40年以内とする）」を「平成14年6月1日から令和20年7月2日までとする。（換算起算日から45年以内とする）」に改める。

3 料金の額

以下の内容を加える。

「

(1) 大沢 I C 再入場割引

イ 割引を適用する自動車

大沢 I C を出てから 2 時間以内に大沢 I C に再入場する E T C 車

ロ 割引額

車種区分ごとに次式により計算される金額とする。

ただし、計算結果が負の値となる場合は、割引額を 0 円とする。

「大沢 I C を出る際に発生する料金の額」

+ 「大沢 I C に入る際に発生する料金の額」

- 「大沢 I C を通過する際に発生する料金の額」

(2) 割引相互間の適用関係

イ 大沢 I C 再入場割引を受ける自動車は他の全ての割引に重複して適用する。

ロ 他の全ての割引は、大沢 I C 再入場割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

(3) 社会実験への料金適用についての特別措置

六甲有料道路、六甲北有料道路及び六甲北有料道路 2 期において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ 割引を適用する自動車

六甲有料道路、六甲北有料道路及び六甲北有料道路 2 期の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について，事前に届け出るものとする。

」

理 由

道路整備特別措置法第16条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路整備特別措置法 ぬきがき

(地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築)

第10条 地方道路公社は、一般国道（その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。）、都道府県道又は市町村道（これらの道路のうち、第12条第1項に規定する道路網を構成している道路を除き、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る。）について、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文、第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 工事方法及び工事予算

(3)～(6) [略]

3 [略]

4 地方道路公社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号、第5号又は第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5～7 [略]

(地方道路公社の行う料金の徴収の特例)

第11条 地方道路公社は、前条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）を受けて料金を徴収している2以上の道路につき、次に掲げる要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

(1) 当該2以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であり、又は相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。

(2) 当該2以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められ

る特別の事情があること。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 料金

(3) 料金の徴収期間

3 [略]

4 地方道路公社は、第1項の許可を受けた後、第2項第2号又は第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5, 6 [略]

(道路管理者の同意等)

第16条 地方道路公社は、第10条第1項の許可、第11条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）、第12条第1項の許可、第13条第1項の認可又は前条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第12条第2項第2号の工事实施計画又は第13条第2項第2号の料金若しくは同項第3号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。